

「雑がみ」のリサイクルをはじめよう！

～資源の再利用にご協力ください～

問合せ先 環境対策課清掃センター ☎226686

現在、市の燃えるごみの約50%近くが紙・布類となっていますが、この中にはリサイクルできる紙類が大量に含まれていると考えられます。

清掃センターでは、資源のリサイクルを推進するため、7月から雑がみのリサイクルを始めます。皆さまのご協力をお願いいたします。



「雑がみ」の出し方

- 雑がみの種類によって、リサイクル分別収集または清掃センターへお持込みください。
- ※雨天時は分別で古紙類の収集は行いません。
- A4サイズ位の大きさに合わせ、ひとまとめにして白い紙ひもで十字にしばってください。
- はがき、メモ用紙、名刺など小さいサイズの紙は、使用済の紙袋や大きめの封筒に入れ、白い紙ひもで十字にしばってください。
- ビニール、プラスチック、金具、クリップ、発泡スチロール、付録のDVDや化粧品の見本などはすべて取り除いてください。
- 他の古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）とは必ず分別してください。
- ※ビニールひもや麻ひもは使用しないでください。



「雑がみ」って何？

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙類のことです。具体的には下部に記載のあるものが雑がみとして扱われるものです。

(雑がみの例)

コピー用紙、プリント、書類、チラシ、ダイレクトメール、封筒、はがき、包装紙、カレンダー、紙袋、紙箱、台紙、画用紙、ノート、名刺など

リサイクルできない紙

- 汚れた紙（クリームや油のついた紙、血液・汚物などがついた紙）
- 防水加工された紙（紙コップ、紙皿、油紙、口用紙など）
- カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
- 圧着はがき（シールをめくり内容を見るタイプのもの）
- 写真用紙、感光紙
- 感熱紙（ファクス用紙、レシートなど）
- 臭いのついた紙（石鹼の包装紙、線香や洗剤の箱など）
- その他、プラスチックフィルムやアルミ箔などを張り合わせた複合素材の紙、感熱性発泡紙、壁紙、シール、紙おむつ、靴やカバンの詰め物の紙、床材等建材の見本帳など
- ※シュレッダーした紙はビニール袋に入れていただき、清掃センターへお持込みください。

平成30年 住宅・土地統計調査にご協力をお願いします



10月1日を調査期日として、住宅・土地統計調査が全国一斉に実施されます。

これは、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。5年ごとに実施されています。統計調査員が、調査区名簿の作成や、聞き取り調査のために各世帯を訪問したり、調査区内を巡回します。

統計調査員は、調査員証を携行していますので、ご確認いただき、調査へのご理解・ご協力をお願いいたします。

住宅・土地統計調査とは

住宅等に関する実態、住宅及び土地の保有状況、住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

画、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家の今後の動向や住環境との関係に関する各種施策として、幅広く活用されます。

この調査は、住生活の実態を明らかにする調査です。建物内の居住状況や建物の構造、空き家の状況などをお尋ねする場合があります。

調査期間 10月1日（月）

調査活動期間 8月下旬～10月下旬

調査対象地域 市では111調査区が指定されました。

調査の流れ

8月下旬～9月上旬 調査員が調査区内に調査のお知らせを配布し、調査対象名簿を作成します。

9月上旬 国が定めた抽出方法により、調査対象名簿から1調査区あたり17戸を抽出します。

9月中旬～9月下旬 抽出された世帯へ、インターネット回答用のログイン情報を記載した紙を配布します。

9月下旬～10月上旬 インターネット回答のなかつた方へ調査票を配布します。

10月上旬～下旬 調査員の回収を希望した世帯、回答がなかった世帯を訪問し、調査票を回収します。空き家調査回答のなかつた世帯の聞き取り調査を行います。

10月下旬～11月上旬 指導員、市職員、県により調査票の審査を行います。

回答方法及び提出方法

次のいずれかの方法でお願いします。

- ① パソコンやスマートフォンからインターネットで回答
- ② 紙の調査票に回答を記入し、専用封筒で郵送提出
- ③ 紙の調査票に回答を記入し、調査員へ提出

調査員を募集しています

調査に従事していただける調査員の方を募集しています。

期間 8月下旬～10月下旬

報酬額 5万円～7万5千円程度（前回調査時実績）

※担当する調査区数などの条件によって増減があります。

申込方法 左記まで電話でお申込みください（面談有）。

詳細はお問い合わせください。

問合せ先 統合政策課政策推進係 ☎22212

平成29年度 個人情報保護制度の運用状況をお知らせします

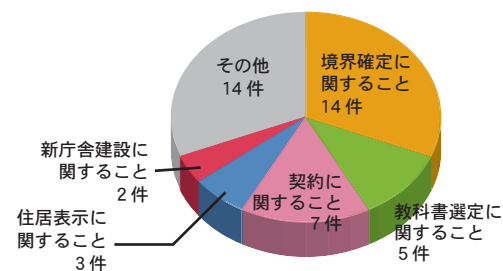


情報公開制度

情報公開制度は、市民の皆さまの知る権利を保障するとともに、市が公文書として管理している文書等を公開することで、市政に対する理解と信頼をより深めてもらうことを目的としています。

平成29年度の公文書開示請求は、市長部局、教育委員会宛に45件ありました。

請求のあった情報の種類（総数 45件）



個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市の個人情報の適正な取扱いについてのルールを定めるとともに、市民の皆さまが自己の情報開示、訂正、利用停止を求める権利を保障するためのものです。

平成29年度の個人情報開示請求、保有個人情報の訂正請求や利用停止請求はありませんでした。

問合せ先 総務課法規情報係 ☎23921

公文書開示請求処理状況

機関	請求件数	処理状況					公開の方法			
		全部開示	部分開示	不開示	却下	取り下げ	閲覧	閲覧及び写しの交付	写し交付	視聴
市長所管部局	38	19	13	3	3	0	0	4	28	0
教育委員会部局	7	6	1	0	0	0	0	7	0	0
合計	45	25	14	3	3	0	0	4	35	0

助けあい、支えあう「年金」ってとっても大事



平成30年度の免除申請は7月から！

国民年金保険料を長期間未納にしていると、将来受け取る年金額が少なくなったり、不慮の事態が発生したときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で納付が困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

市に住民登録されている方は、市民保健課国保年金係（窓口③）で手続をお願いします。※申請用紙は窓口にあります。免除申請は毎年7月受付開始です。なお、申請日から2年1か月前までは、過去の免除申請も可能です。未申請の方は、併せて手続をお願いします。

国民年金保険料免除・猶予の基準

保険料額	全額免除	一部免除			若年者納付猶予
		3/4免除	1/2免除	1/4免除	
年金額	0円	4,090円	8,170円	12,260円	0円
所得基準	1/2で計算	5/8で計算	6/8で計算	7/8で計算	反映しない※追納により反映
	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円以下	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額以下	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額以下	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額以下	(扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円以下

※扶養親族等控除額は、扶養親族等1人につき38万円（老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円）を加算した額です。

※社会保険料控除額等は、雑損、医療費、障害者などの住民税や所得税の控除対象となるものが含まれます。

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎23922
三島年金事務所 ☎055-973-1444